九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

フランス少年刑事司法法典 : 二〇一九年九月一一日 のオルドナンス第二〇一九-九五〇号(一)

フランス刑事立法研究会(訳)

井上, 宜裕 九州大学大学院法学研究院: 教授

大貝, 葵 金沢大学人間社会研究域法学系: 准教授

https://doi.org/10.15017/2800492

出版情報:法政研究. 86 (4), pp. 57-75, 2020-03-13. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

フランス刑事立法研究会(訳)

はしがき

少年刑事司法法典

前文

序編:少年刑事司法の一般原則 第1章:少年に適用される刑法の一般原則

条乃至第L.一一一五条)

1—一条乃至第L.一二—六条

第2章:少年に適用される刑事手続の一般原則(第L.一

第3章:通則(第L.一三―一条乃至第L.一三―四条)

第1部:教育的措置及び刑罰

第1編:教育的措置

第1章:通則(第1.一一一一一条乃至第1.一一一一六条)

第2章:司法上の教育的措置 (第L. 一一二—一条乃至第

第2編:刑罰

—七条)

第1章:科される刑罰(第L.一二一―一条乃至第L.一

二一—七条)

第2章:所定の刑罰の内容及び適用態様 (第L: 一二三—

一条乃至第L.一二二—六条

第3章:刑罰の宣告(第L.一二三——条及び第L.一二

三一二条

第4章:拘禁制度 (第上) 一二四―一条及び第L.一二四

(以上本号)

第2部:関与者の専門化

第1編:検察官

単独章(第L.二一一—一条乃至第L.二一一—三条)

第2編:予審判事

単独章(第L.二二一―一条及び第L.二二一―三条)

第3編:判決裁判所

単独章(第L.二三一―一条乃至第L.二三一―一〇条

第4編:少年司法保護局

単独章(第L.二四一―一条及び第L.二四一―二条

第3部:刑事手続の各段階に共通する規定

第3章:収容制度(第L.一一三—一条乃至第L.一一三

1105 (86-4-57)

第1編:援護及び情報提供に関する少年の権利

単独章(第L.三一一―一条乃至第L.三一一―五条)

第2編:調査及び一時的な司法上の教育的措置

第1章:通則(第1.三二一—一条)

第2章:少年の人格に関する調査(第L.三二二―一条乃

至第L. 三二二—一〇条)

第3章:一時的な司法上の教育的措置(第L.三二三――条

乃至第L.三二三—三条)

第3編:保安処分

第1章:司法統制処分(第L.三三一―一条乃至第L.三

第2章:少年裁判所の令状執行 (第L. 三三二——条及び

三一—七条

第3章:電子監視付居住指定(第L.三三三――条及び第 第上. 三三二—二条)

L. 三三三—二条)

第4章:勾留 (第L.三三四―一条乃至第L.三三四―五条)

第4部:判決前手続

第1編:被疑少年の尋問

第1章:総則(第上 四一一—一条

第2章:任意出頭による尋問 (第 L. 四一二―一条及び第

四一二十二条

第3章:留置及び警察留置(第上) 四一三—一条乃至第上

四一三—一五条)

第2編:公訴

(第 L.

第2章:訴追代替手段及び刑事和解(第上. 第1章:総則 四二二一一条 四二二一一条

第3章:公訴提起(第L.四二三——条乃至第L.四二三 乃至第L. 四二二一四条)

— | 三条

第3編:司法上の調査

第1章:情報提供及び法定代理人の召喚(第L.

四三一丨

一条乃至第L.四三一—三条

第2章:司法上の措置としての教育的調査及び一時的な司

法上の教育的措置 (第L.四三二―一条及び第L.

四三二一二条

第3章:保安処分(第L.四三三—一条乃至第L. 四三

—八条)

第4章:司法上の調査の終結 (第L: 四三四—一条乃至第

L. 四三四—一一条

第5章:予審中及び予審後に宣告される命令に対する抗告

(第 L 四三五―一条及び第L.四三五―二条)

第5部:判決

(法政研究 86-4-58) 1106

第1編:総則

第1章:審理(第上,五一一—一条乃至第上,五一一—五条

第2章:私訴(第上,五一二—一条乃至第上, 五一二—四条

第3章:審理の公開(第L.五一三―一条乃至第L.五

三—四条

第2編:判決手続

第1章:少年係判事及び少年裁判所の判決 (第 L. 五二)

—一条乃至第L.五二一—二七条)

第2章:少年重罪法院の判決(第L.五二二―一条

第3編:上訴手段

第1章:控訴(第上,五三二———条乃至第上, 五三一—四条

第2章:故障申立 (第 L. 五三二—一条

第6部:教育的措置及び刑罰の適用及び執行

第1編:教育的措置及び刑罰の適用

第1章:教育的措置及び刑罰を適用する裁判機関

六一一—一条乃至第L.六一一—九条)

六一二—四条

第2章:刑罰適用の審理

(第L. 六一二—一条乃至第L

第2編:刑の修正

単独章:(第L.六二一―一条及び第L.六二一―二条)

第3章:留置制度

第3編:前科簿及びその他の記録簿 第1章:前科簿(第L.六三一―一条乃至第L.六三一―

四条

第2章:性犯罪または暴力犯罪行為者の自動化された全国

データベース(第L.六三三―一条乃至第L.六

三三—四条

第3章:テロ犯罪行為者の自動化された全国データベース

(第L.六三三—一条乃至第L.六三三—四条)

第4章:前歴ファイル(第L.六三四―一条)

第7部:海外県に関する規定

第1編:グアドループ、仏領ギアナ、マルティニーク、マヨッ

ト、レユニオン、サンバルテルミー、サンマルタン、

サンピエール・ミクロンに関する特別規定

乃至第L.七一一—三条)

第1章:マヨットに関する特別規定(第L.七一一―一条

第2編:ニューカレドニア、仏領ポリネシア、及び、 七一二一一条 ウォリ

第2章:サンピエール・ミクロンに関する特別規定

(第L.

ス・フツナ島に適用される規定

第1章:ニューカレドニアに適用される規定

一—一条乃至第上,七二一—五条)

1107 (86-4-59)

(第 L.

七二

第2章:仏領ポリネシアに適用される規定(第L.七二二

—一条乃至第L.七二二—三条

第3章:ウォリス・フツナ島に適用される規定(第L.七

|三―一条及び第上、七二三―三条

はしがき

本資料は、少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一 九年九月一一日のオルドナンス第二〇一九—九五〇号 (Ministère de la justice, Ordonnance n° 2019-950 du 11 septembre 2019 portant partie législative du code de la justice pénale des mineurs, JORF du 13 sept. 2019, texte 2 (NOR: JUSX1919677R)) の付属文書として掲載された、

少年刑事司法法典(法律の部)を訳出したものである。

□○一八年から□○□二年までの計画及び司法改革に関 □○一九年三月□三日の法律第□○一九一□二二号 □ 2019-222 du 23 mars 2019 de programmation 2018-□ 2019-222 du 23 mars 2019 de programmation 2018-□ 2019 texte n° 2(NOR:JUST1806695L))を受けて起 □ 2019 texte n° 2(NOR:JUST1806695L))を受けて起

内容も、基本的には、これまでに確立された少年保護のたフランスにおいては待望の少年法の法典化であり、その

との見方が大勢を占めている。

るもので、一定の妥当性は有しているといえる。めの諸原則を維持しつつ、教育的措置のさらなる充実を図

ルの名の下に、さまざまな収容措置等が取られる。体は、では、社会復帰モジュール、修復モジュール、を復用・ジュール、修復・ジュール、を決当、一、本法典で新たに導入されたモジュール、修復・ジュールという枠組である。例えば、

また、本法典で列挙されている、教育的措置上の義務及び禁止の中には、夜間外出禁止のような従来、教育的制裁として課されていたものまで含まれている。教育的制裁として課されたが、一〇歳以上という対象年齢の低さ、刑罰ないし教育的措置との区別の困難さ等もあって、十分に活用さし教育的措置との区別の困難さ等もあって、十分に活用さし、大いう対象年齢も、教育的措置の枠組の中で維持されてより、教育的制裁が有していた問題性は何ら解消されてなおり、教育的制裁が有していた問題性は何ら解消されてなおり、教育的制裁が有していた問題性は何ら解消されてないことになる。

て対象少年に弁識能力が必要か否かという点とも関係するされた点も疑問が残る。この点は、教育的措置の前提としさらには、教育的措置が少年に対する制裁である旨明記

もので、 その他、本法典は、手続の簡素化、迅速化を推進してい 今後、 議論の対象となるであろう。

査する必要がある。 るが、少年の権利保障の点から問題がないかについても精

る スの少年処遇の混迷する現状を反映しているようにも見え その意味では、フランスの少年処遇の現状を把握するの このように、多様な側面を有している本法典は、フラン

をもたらしうるものと考えられる。 制・少年処遇を批判的に分析、検討する際にも一定の示唆 に本法典は格好の素材といえる。この点は、 以下、本法典を翻訳して紹介する。 なお、 日本の少年法 翻訳に当たっ

つ、 て行い、フランス刑事立法研究会で逐語的に再検討しつ ては、井上宜裕(九州大学大学院法学研究院教授)、及び 大貝葵(金沢大学人間社会研究域法学系准教授) 全体の訳語や表現の統一を図った。 が共同し

并上宜裕

フランス少年刑事司法法典

前文

育的及び道徳的成長の必要性を考慮し規定する の年齢及び人格に適合した措置により追求される少年の教 判所によってまたは適合的な手続に従って宣告される少年 の年齢に従った当該責任の減軽、 本法典は、 少年の刑事責任が発動する要件につき、少年 並びに、専門化された裁

序編 少年刑事司法の一般原則

第1章 少年に適用されうる刑法の一般原則

第 L. 一一——一条

②一三歳未満の少年は、弁識能力を有しないものと推定 ①民法典第三八八条の意味における少年は、 軽罪、または、違警罪につき刑事責任を負う。 識能力を有している場合、 自らが有責とされる重罪 その者が

弁

と推定される。

される。一三歳以上の少年は、

弁識能力を有するもの

第上.一一—二条

的成長、 少年に対して取られうる決定は、 並びに、再犯の予防及び被害者の利益の保護に供 少年の教育的及び道徳

するものである。

第L.一一一三条

象となりえ、状況と少年の人格が要請する場合には、刑罰 犯罪で有責であると宣告された少年は、教育的措置の対

の対象となりうる

いかなる刑罰も一三歳未満の少年には宣告されえない。

第L.一一―四条

第L.一一―五条

少年に科される刑罰は、本法典の規定に従い減軽され

る。

第上.一二—一条 第2章 少年に適用される刑事手続の一般原則

①少年に非難が向けられる重罪、軽罪及び第五級違警罪 は、専門化された、または、特別に指定されたもしく は構成された、手続が適合的な裁判所及び部において

②これらの裁判機関及び部は、以下の通りである。

予審及び判決が行われる。

少年係判事

少年に関する事案につき特別にその任を負う予審判 少年裁判所

四 少年重罪法院、

Ŧī. 控訴院少年特別部、

③少年の保護を委ねられている控訴院裁判官は、五号及 少年に関する事案につき特別に構成された予審部。

び六号に示される部に所属する。

第上.一二—二条

①少年がその責めに帰せられる重罪、軽罪または第五級 違警罪に関する公訴は、少年に関する事案の任を特別

に負う指定された司法官により提起される。

②検察官の職務は、検事長または、少年に関する事案の 任を特別に負う検事局の司法官により遂行される。

第上.一二—三条

より定められる条件において、制限される。 少年に関して行われる裁判所の審理の公開は、 る 同一

第L.一二―四条

①被訴追少年または被有罪宣告少年は、弁護士による援 助を受ける

②少年は、弁護士の選任に関与し、または、 り規定される条件において選任を行う。 本法典によ

③弁護士が職権により任命される場合、可能な限り、 年は手続の各段階において同一の弁護士により援助さ

> 第3章 通則

第 L 一三—一条

①刑法及び刑事訴訟法の法律及び規則の規定、特に、刑 法典及び刑事訴訟法典の規定は、少年に適用される

②刑法典及び刑事訴訟法典の規定を少年に適用するに当 が、本法典により別途規定されている場合を除く。 たり、成人に対し管轄権限を有する裁判所についての

管轄権限を有する裁判所への参照として解釈される。 参照は、本法典により定義されるように、少年に対し

第上.一三—二条

第L.一二―五条

①本法典により定められる条件の下、少年の法定代理人

は、手続の間少年に通知されなければならない情報と

の情報を受領する。少年はそのことを通知され

裁判所、適用される手続、並びに、課される措置及び刑は 本法典が別途規定していない限りは、 管轄権限を有する

行為時の少年の年齢に従い決定される。

第L.一三—三条

いかなる場合においても、

刑事手続の対象となる少年の

②被疑少年または起訴される少年は、本法典の規定に従

法定代理人により援助される権利を有する。

第L.一二—六条

Ŕ 故障申立、控訴または破毀申立の権利は、 法定代理人によっても行使される。 少年によって

①事実が認定され承認されたという留保の下、刑の執行

身元または姿は、直接的または間接的に公開されえない。

一三一四

1111 (86-4-63)

続のあらゆる段階において、刑事訴訟法典第一〇―一 を含めた少年に関するあらゆる手続に際し、また、手

及び加害者に提案されうる。 条に従い、修復的司法を用いることが、犯罪の被害者

②修復的司法は、少年の成熟の程度及び弁識能力がそれ を可能とする場合で、かつ、 法定代理人の同意をえた

につき、少年にすでに言い渡された場合には、当該譜 前に行われた累犯規定と同一または同一視しうる犯罪

きる。

いうる司法上の教育的措置と併課して言渡すことがで 司法上の譴責が、新たな犯行の少なくとも一年

責単独では言い渡すことができない。

②違警罪裁判所は司法上の譴責を言い渡すことができる。

第1部 教育的措置及び刑罰

後にのみ実施されうる

第1章 通則 第1編

教育的措置

第L.一一一—一条

制裁として少年が受ける教育的措置は、以下のものであ

司法上の譴責

る。

司法上の教育的措置

第上.一一一一二条

①少年係判事、少年裁判所、及び、少年重罪法院は、 できる。司法上の譴責は、修復のモジュールのみを伴 法上の譴責及び司法上の教育的措置を言い渡すことが

第L.一一一—三条

以下の留保の下、刑罰に併課して言渡すことができる。 第五級違警罪、軽罪、及び、重罪に関し、教育的措置は、

課して教育的措置を言い渡す場合、司法上の教育的措 奉仕労働刑、執行猶予付き拘禁刑とは異なる刑罰に併 少年係判事、または、少年裁判所が、罰金刑、公益

一 少年重罪法院は、刑罰に併課して司法上の教育的措 れるモジュールのみを付け加えることができる。 置に第L.一一二―二条の第一号乃至第四号に規定さ

号に規定されるモジュールに限り司法上の教育的措置 に組合わせることができる。

置を言い渡す場合、第L.一一二―二条の一号乃至四

一 一 一 — 四

教育的措置を言い渡す決定は、仮執行力を持つ。

第L.一一一一五条

構成しえない。 少年に対して言渡される教育的措置は、 累犯の初度目を

第 L.

①違警罪または軽罪の領域において、 た問題が終息したと評価される場合には、 果たされ、生じた損害が修復されかつ犯罪の結果生じ 少年の社会復帰が 教育的措置

免除が認められうる。

②少年係判事または少年裁判所は、 に対しては、教育的成功の宣言を言い渡すことができ において、少年に課される義務を完全に遵守した少年 教育的観察の枠組み

③これらの決定は、累犯の初度目を構成しえない

④教育的措置の免除または教育的成功の宣言を言い渡す 定することができる。 裁判所は、 当該決定が前科簿に掲載されないことを決

> 第2章 司法上の教育的措置

第1節 総則

一一二—一条

①司法上の教育的措置は、 会の状況に関する評価に基づいた少年の個別化された 少年の人格、 家族、 健康、

社

い渡すことができる。

もしくは複数のモジュール、 支援から構成される。裁判所は、

禁止、または、義務を言

同時に、

以下の一つ

修復モジュール、

社会復帰モジュール、

 \equiv 保健モジュール、

四 収容モジュール、

五.

いる場所を除く、犯罪の行われた場所で裁判所により 一年を超えない期間での、少年が日常的に居住して

指定される場所への出入り禁止、 最長一年の期間、裁判所により指定される被害者、

七 または共同正犯者もしくは共犯者との接触禁止 添のない、二三時から六時の公道往来の禁止、 最長六か月の期間、法定代理人の内の一人による付 少年が占有または所有するもので、

または犯罪の成果物を引渡す義務 犯行に供した物

九 に喚起することを目的とした市民教育研修を受講する 一か月を超えない期間、法律から生じる義務を少年

第L.一一二—三条

①第L.一一二―二条第一号乃至第四号に示されるモ 構成される場合には、当該モジュールは収容モジュー きる。但し、社会復帰モジュールがデイサービスから ジュールは、択一的にまたは併課して言渡すことがで

②L.一一二―二条第五号乃至第九号に示される義務及 号、第二号及び第四号に示されるモジュールと、択一 び禁止は、相互に、並びに、第L. 一一二一二条第一 的にまたは併課して言渡すことができる。

ルとは併課して言渡すことはできない。

③但し、一○歳以上の少年のみが、第L.一一二―二条 は複数を含む司法上の教育的措置を課される。 第五号乃至第九号に示される禁止及び義務の一つまた

第L.一一二―四条

①司法上の教育的措置は、五年を超えない期間で言い渡 されるが、第L. 一一二—六条第二項、第L. 一一二

―九条、及び、第L.一一二―一五条第三項及び第四

項の規定の適用を妨げない。

②司法上の教育的措置は、たとえ当事者が決定の日に成 当事者が二一歳に達した際に遅滞なく終了するが、第 L. 一一二―六条第二項及び第L. 一一二―一五条最 人になっているとしても言い渡すことが可能であり

大貝葵

終項の規定の適用を妨げない。

第2節:司法上の教育的措置のモジュール

第上.一一二—五条

第1款:社会復帰モジュール

ジュールは、以下のもので構成されうる。 しくは職業的統合を目標とする少年の指導からなる。本モ 導、または、少年のニーズに適合した、社会的、修学的も 社会復帰モジュールは、修学上のケアに向けた少年の指

日中の受け入れ

寄宿舎への収容、 認可を受けた、教育または職業訓練を行う公的また

は民間の機関または施設

第L.一一二―七条

①少年の日中の受け入れは、社会的、職業的または修学

なる。この受け入れは、少年司法保護局の公的部門の 的統合を目的として、日中に行われる継続的ケアから

実施される 施設もしくは機関、または、認可された機構によって

②決定により、一年を超えない限度で措置の期間、及び、

対象者の同意がなければ、宣告、 実施態様を定める。この措置は、 継続または更新しえ 対象者の成人後は、

③日中受け入れ措置が委託された者または機関は、定め られた期日に、 判機関、及び、少年司法保護局の機関に通知する。 書面で、ケアの実行について、管轄裁

> 修復モジュールは、以下のもので構成されうる。 被害者に対してまたは共同社会のために行われる支

二 少年と被害者の仲裁。

援または修復活動

第 L 一一二—九条

び、可能な限り、少年の法定代理人の意見を聴取する。 裁判機関は、決定の中で、 一年を超えない範囲でこのモ

裁判機関は、修復モジュールを宣告する前に、少年、及

第L. | | | | | | | | | | | | |

ジュールの期間を定める。

①修復モジュールの実施は、少年司法保護局、 コンセイユ・デタによって定められる条件の下で認可

または、

②支援または修復活動は、被害者の同意がない限り、 された機関もしくは人に委託されうる。

③仲裁は、被害者の請求または同意により実施される。 該被害者に対して実施されえない。

④決定によって定められた期間の満了時、 の実施の任を負った機関または人は、 本モジュールの 本モジュール

実施につき、書面で裁判機関に通知する。

第2款 修復モジュール

一一二—八条

る。

第二号及び第三号に規定される収容の言渡しに適用され

一一二―一五条の諸規定は、第L.一一二―五条

1115 (86-4-67)

第3款:保健モジュール

第上.一一二—一一条

保健モジュールは、以下のもので構成されうる。 少年のニーズに適合した形で、少年を保健上のケア

社会医療施設への収容。 精神医療機関を除く、保健施設への収容

に向けて指導すること、

第L.一一二—一二条

定を下す。 する場合、少年係判事は、遅滞なく、収容措置に関して裁 れる。受け入れ施設の医師が入院はもはや必要ないと証明 み、第L.一一二―一五条に定められる条件の下で宣告さ への収容は、この施設外の医師の詳細な医学的所見に鑑 第L.一一二―一一条第二号に規定される公衆衛生施設

第上.一一二—一三条

指針決定に鑑み、第L.一一二―一五条に定められる条件 定められる条件の下で下される障がい者権利自立委員会の への収容は、社会福祉及び家族法典第L.二四一―六条に 第L.一一二―一一条第三号に規定される社会医療施設

の下で宣告される。

第4款:収容モジュール

第上.一一二—一四条 収容モジュールの資格で、少年は、以下のところに委託

されうる。

一 少年の家族構成員しくは信頼に値する者、または、

二 第L. 一一三―七条に規定される施設を除く、 司法保護局の公的部門の施設、 児童社会扶助機関、

三 第L.一一三―七条に規定される施設を除く、 を受けた民間の教育機関または施設。

第上.一一二—一五条

①収容決定は、審理の際、少年及びその法定代理人の意

見聴取を行った後、裁判機関によって下される。

②但し、急を要する場合、少年係判事は、当事者の意見 この場合、少年係判事は、決定の日から一五日以内に 聴取を経ることなく、収容を宣告することができる。

当事者を召喚する。

③収容は、収容場所を決定し、一年を超えない収容期

(法政研究 86-4-68) 1116

によって宣告される。この収容は、本条に定められる間、並びに、親の滞在及び宿泊権の態様を定める命令

態様に従い、更新されうる

象者の成人後は、対象者の同意がなければ継続されえ④収容が少年に対して宣告された場合、当該収容は、対

第1節:総則

第L.一一三—一条

①本法典の資格で収容措置の恩恵を受ける少年の父母の本法典の資格で収容措置の恩恵を受ける少年の公司を記される権利を引き続き行使する。但し、子どもが委託される権利を引き続き行使する。但し、子どもが委託される

権保持者の懈怠に際し、請求者がこの措置の必要性をて、濫用的もしくは正当化されない拒絶、または、親は常に、少年が委託される人、機関または施設に対しな常に、少年が委託される人、機関または施設に対しる前項を妨げることなく、収容に関して裁定を下す権限の前項を妨げることなく、収容に関して裁定を下す権限

証明するという条件で、親権に属する行為を実行する

権限を例外的に付与することができる。

第L.一一三—二条

①少年が親権保持者または監護権者が支払うべき扶①少年が親権保持者または監護権者以外の人に引き渡さ

。 養及び託置費用の負担額は、決定によってこれを定め

②これらの費用は、国庫のため、刑事裁判費用として徴収される。少年が権利を有する、家族手当、加算分、収される。少年が権利を有する、家族手当、加算分、但し、少年係判事は、家族が子どもの道徳的もしくは物質的ケアに参加している場合、または、子どもの家をへの帰還を促進するために、家族手当の家族への支払いを維持することができる。

第上.一一三—三条

③少年が児童社会扶助に委託される場合、

れない扶養及び託置費用の部分は、

国庫が負担する。

家族に課せら

年に一度、少年裁判機関の管轄に存する、犯罪少年を受け特別に指名された検察官及び少年係判事は、少なくとも

入れる公的または民間の施設を訪問する。

第L.一一三―四条

を訪問する資格を有する。 の適用において、少年を受け入れる公的または民間の施設 て選出された欧州議会の代表者は、常時、 国民議会議員及び元老院議員、並びに、フランスにおい 本法典の諸規定

第L.一一三―五条

できる の決定を執行させるため、直接、警察力を要請することが 決定の執行の任を負う司法官は、対象者が未成年の間 はこれを保証する司法官もしくは裁判機関、または、この 本法典の適用において、少年の収容の監督を命じもしく

第上.一一三—六条

対して、特別な資格の授与を申請しなければならない。 られる態様に従い、あらかじめ、県域における国家代表に する者は何人も、コンセイユ・デタのデクレによって定め 本法典の適用において、少年を日常的に受け入れようと

第2節:閉鎖型教育センター

①閉鎖型教育センターとは、 一一三—七条 司法統制処分、保護観察付

執行猶予、外部収容の適用において、または、仮釈放

監督の保証を可能にする、監視及び統制措置の対象と 少年は、少年の人格に適合した、強化された教育学的 で認可された民間施設をいう。このセンターの中で、 ンセイユ・デタのデクレによって定められる条件の下 に続いて、少年が収容される、公的施設、または、コ

なる。

②司法官または裁判機関は、自らが定めた期間内でかつ しうる。 少年の他所への一時的受け入れを編成する権限を付与 終了の準備をし、または、重大な結果を防止するため 自らが定めた態様に従って、当該施設に対して、収容

③少年が、他所への一時的受け入れの場合も含めて、セ われうる。 義務に違反する場合、当該少年の勾留または拘禁が行 ンターへの収容の原因となった措置に従って課される

④第一項に定められる認可は、 の継続に適合した、教育及び安全を提供する施設にの センターの任務及び役務 三

市民権、

公務も 滞

み付与されうる。

少年の教育的ケアの継続性を保証することを可能にす 取り消しの場合、少年の社会への持続的統合のため 司法統制処分もしくは保護観察付執行猶予の

⑤少年係判事は、閉鎖型教育センターへの収容終了後、 または、

るあらゆる措置を取る。

第2編 科される刑罰 刑罰

第1章

一二一—一条

①以下の刑罰は、少年には適用されない。

日数罰金刑 フランス領内の滞在禁止刑

在禁止、 しくは職業的もしくは社会的活動への従事の禁止、 施設の閉鎖、公取引からの排除刑 民法上及び家族法上の権利の制限、

几 有罪判決の掲示または頒布刑

②いかなる権利制限、 て宣告される刑事有罪判決から当然に生じるものでは 失権または無能力も、 少年に対し

ない。

一二一—二条

警罪裁判所で判断される手続を除いて、少年には適用され 同法典第一三二―六〇条乃至第一三二―六五条により、違 刑法典第一三二―六〇条乃至第一三二―七〇―三条は、

ない。

第 L 一二一—三条

①一三歳以上の少年に帰責される違警罪が証明されたと 認める違警罪裁判所は、当該少年に対して、以下のも

のを言い渡すことができる。

刑の免除

第L.一二一―六条に規定される刑罰軽減の準則

適用による、 罰金刑。

②刑法典第一三一―一六条の諸規定は、 適用されない。

基づき、 一三歳以上の少年に対し、以下の刑罰を宣告することがで 執務室で裁定を下す少年係判事は、 諸事情及び少年の人格がそれを正当化する場合、

第上.一二一—四条

共和国検事の請求に

犯罪供用物件の没収

きる。

研修、

д .

三

少年が刑罰宣告時に16歳以上の場合、公益奉仕労

第上.一二一—五条

②科される刑罰の半分の軽減は、同様に、刑法典第一三を超える自由剥奪刑を宣告することができない。

れうる。

される重懲役または重禁錮は二○年を超えることがで③科される刑罰が無期の重懲役または重禁錮の場合、科二─一八条によって定められる刑の下限に適用される。

は、少年に適用されない。 ④保安期間に関する刑法典第一三二—二三条の諸規定

第L.一二一一六条

を超える罰金刑も、少年には宣告されえない。 科される刑罰の半分を超える罰金刑も、七五〇〇ユーロ

第L.一二一一七条

①少年が一六歳以上の場合、違警罪裁判所、少年裁判所

この決定は、特に理由を付した判示によってのみ下さ則を適用する必要がない旨、決定することができる。条及び第L.一二一一六条に規定される刑罰軽減の準少年の人格及び少年の状況に鑑み、第L.一二一一五

上限は、三〇年の重懲役または重禁錮刑である。が無期の懲役または重禁錮の場合、宣告されうる刑の②第一項が適用される旨決定され、かつ、科される刑罰

第2章:一定の刑罰の内容及び適用態様

第L.一二二―一条

①公益奉仕労働、及び、公益奉仕労働を行う義務を含むの公益奉仕労働、及び、公益奉仕労働を行う義務を含む

一三一―九条第二項の諸規定も適用されえない。の上限または罰金の上限の確定を可能にする刑法典第も、被有罪宣告者による不実行の場合に科される拘禁の同意に関する刑法典第一三一―八条第四項の諸規定②この刑罰が少年係判事によって宣告される場合、事後

③これらの規定の適用により、公益奉仕労働は、少年に

有罪宣告を受けた若年者の社会復帰を促進しうるもの適合し、かつ、職業訓練的性質を呈するか、または、

でなければならない。

第上 | | | | | | | | | | | | |

①少年が保護観察付執行猶予を伴う拘禁刑を宣告される①少年が保護観察付執行猶予を伴う拘禁刑を宣告される監督措置及び義務の他、判決裁判所は、に定められる監督措置及び義務の他、判決裁判所は、の遵守を命じることができる。

援助、監視及び教育の措置に服すること、のために委任された有資格機関に委託される、保護、

答をえる。

よって修正されうる、この収容は、刑の執行期間中、常時、少年係判事にこの収容は、刑の執行期間中、常時、少年係判事に

本法典第L.一一二―一四条及び第L.一一二―一

によって修正されうる、つ、被有罪宣告者が成人するまで、常時、少年係判事つ、被有罪宣告者が成人するまで、常時、少年係判事で、から選守すること、この収容は、刑の執行期間中で、か三 成人するまで、閉鎖型教育センターへの収容の条件

事すること、 成人するまで、定期的に、学業または職業訓練に従

事すること、

Ŧī.

四

る役務契約の締結を拒否する権利を告知し、同人の回したかを確認し、当該被告人に対し防衛公施設における役務契約を締結すること。この義務衛公施設における役務契約を締結すること。この義務は、それを拒否しまたは在廷していない被告人に対しは、それを拒否しまたは在廷していない被告人に対しは、それを拒否しまたは在廷していない被告人に対したかを確認し、当該被告人に対しては宣告される。防の一一条乃至第第L.一三の役務契約の締結を拒否する権利を告知し、同人の回したかを確認し、当該被告人に対している。

②但し、第三号に定められる義務は、六ヶ月間しか命じ②但し、第三号に定められる、対象者の同意がなければ継続され対象者の成人後は、対象者の同意がなければ継続され対象者の成人後は、対象者の同意がなければ継続され

第上.一二二—三条

①社会内司法監督が宣告される場合、刑法典第一三二―

められる義務に服しうる。 び義務の他、少年は、本法典第L.一二二―二条に定

②保安処分としての移動型電子監視は、少年には適用さ

れない。

第上.一二二—四条

告者による不実行の場合に科される拘禁の上限または罰金 諸規定は、適用されえない。 の上限の確定を可能にする刑法典第一三一―九条第二項の 没収刑が少年係判事によって宣告される場合、 被有罪宣

第L.一二二—五条

①少年に対して研修刑が適用される場合、研修の内容は が被有罪宣告者の費用で実施される旨命じえない。 少年の年齢に適合するものとし、裁判機関はこの研修

②この刑罰が少年係判事によって宣告される場合、被有 罪宣告者による不実行の場合に科される拘禁の上限ま 九条第二項の諸規定は、適用されえない。 たは罰金の上限の確定を可能にする刑法典第一三一―

第上.一二二一六条

①少年に刑法典第一三一―四―一条に定められる電子監 視付在宅拘禁刑が適用される場合、少年裁判所及び少

分を超える電子監視付在宅拘禁刑を宣告することがで 年重罪法院は、本法典第L.一二一―七条が適用され る場合を除いて、少年に対して、科される拘禁刑の半

きない。

②この刑罰は、法定代理人が欠ける場合または法定代理 代理人が少年の監護権を行使する場合には、法定代理 人が同意を与えることができない場合を除いて、法定

③この刑罰は、少年司法保護局に委託される教育的措置 を伴わなければならない。

人の同意なくして宣告されえない。

第3章:刑罰の宣告 一二三—一条

第 L

び少年重罪法院によって宣告されうるのは、この刑罰が特 に理由を付される条件においてのみである。 執行猶予付または執行猶予のない拘禁刑が少年裁判所及

一二三—二条

②少年裁判所が施設内拘禁刑または一部執行猶予付拘禁 て、被告少年に対して、収監状または逮捕状を発付し 六五条または第四六五―一条に定められる条件におい 刑を宣告する場合、少年裁判所は、刑事訴訟法典第四 拘禁刑以外の刑罰を宣告する決定の仮執行を命じうる。 の対象とならない施設内拘禁刑または一部執行猶予付 条乃至第一三二―二八条に定められる修正措置の一つ

①少年係判事及び少年裁判所は、 刑法典第一三二—二五

④少年裁判所が本法典第L.五二一―二六条の条件におい ③少年裁判所は、同様に、 られる条件において、少年の身柄拘束を維持しうる。 る一六歳未満の少年、または、司法統制処分もしくは センターに収容される義務を伴う司法統制処分に服す て裁定を下す場合で、かつ、少年裁判所が閉鎖型教育 同法典第四六四―一条に定め

た決定により、宣告される刑期がいかなるものであって 所は、保安処分の違反を確認した後、特に理由を付し 電子監視付居住指定に服する一六歳以上の少年に対し て、執行猶予のない拘禁刑を宣告する場合、少年裁判 少年に対して、収監状または逮捕状を発付しうる。

> 第4章: 拘禁制度

第 L. 一二四—一条

の特別ユニット、または、 する、行刑施設の少年区画もしくは拘置所内の少年のため 条件において、少年司法保護局の機関の継続的介入を保証 少年は、コンセイユ・デタのデクレによって定められる 少年のために専門化された行刑

第 L. 一二四—二条

施設に拘禁される。

うる。

①第L.一二四―一条に規定される施設または区画 被拘禁少年と成人の厳格な分離を保証する

ほ

②例外的に、被拘禁少年が拘禁中に成人した場合、この この者は、一六歳未満の被拘禁者といかなる接触もし 者は一八歳六ヶ月までこれらの施設に維持されうる。

てはならない。

井上宜裕

(未完)

付記 本資料は、二〇一九年度末延財団研究会助成による成 果の一部である。